



# 鳥取県公報

平成15年4月1日(火)  
第7471号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定の一部改正 (216) (県民生活課) .....	1
	土地改良事業の同意 (2件) (217・218) (耕地課) .....	2
	保安林の指定の解除予定 (219) (森林保全課) .....	2
	生産事業者の登録の失効 (220) (〃) .....	3
	公共測量の終了 (221) (管理課) .....	3
	土地利用基本計画の変更 (222) (都市計画課) .....	3
教委告示	連携科目等の指定等 (11) (高等学校課) .....	4
公 告	土地収用法施行令による公示送達 (管理課) .....	4

## 告 示

### 鳥取県告示第216号

平成2年鳥取県告示第455号(化製場等に関する法律第9条第1項による区域の指定について)の一部を次のように改正する。

平成15年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項を削る。

改 正 後	改 正 前
	<p>1 <u>倉吉市の区域のうち 住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮川町、宮川町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、研屋町、明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、福吉町、福吉町二丁目、金森町、旭田町、魚町、東仲町、西仲町、西町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬</u></p>

1 略  
2 略  
3 略  
4 略  
5 略  
6 略  
7 略  
8 略  
9 略  
10 略  
11 略  
12 略  
13 略  
14 略  
15 略

町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、上井、上井町一丁目、上井町二丁目、西倉吉町、河原町、余戸谷町、八幡町、駄経寺町、駄経寺町二丁目、新陽町、海田東町、海田南町、海田西町、河北町、大平町、天神町、西福守町及び鴨川町  
2 略  
3 略  
4 略  
5 略  
6 略  
7 略  
8 略  
9 略  
10 略  
11 略  
12 略  
13 略  
14 略  
15 略  
16 略

**鳥取県告示第217号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、智頭町が行う土地改良事業（非補助土地改良事業五月田地区農用地造成）について、平成15年3月27日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第218号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業木梨地区農業用排水）について、平成15年3月24日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成15年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第219号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
東伯郡赤碓町大字尾張字尾張谷364の91、364の204、364の205
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**鳥取県告示第220号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成15年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
97	上原 聡	八頭郡河原町大字北村199	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	上原聡苗畑	八頭郡河原町大字北村

**鳥取県告示第221号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局日野川工事事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（2級及び3級水準点）
- 2 作業地域 米子市並びに西伯郡西伯町及び岸本町
- 3 終了年月日 平成15年3月14日

**鳥取県告示第222号**

鳥取県土地利用基本計画を平成15年3月24日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同法第13条の規定により告示する。

平成15年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地利用基本計画図中米子市、境港市、郡家町、会見町、名和町、中山町、日南町、日野町、江府町、及び溝口町の森林地域並びに岩美町の自然保全地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県県土整備部都市計画課、米子市建設部地域政策課、境港市建設部都市計画課、岩美町企画観光課、郡家町企画人権推進課、会見町総務課、名和町企画財政課、中山町企画調整課、日南町総務課、日野町企画振興課、江府町総務課及び溝口町企画課に備え置いて縦覧に供する。）

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第11号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、次のとおり連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年4月1日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

#### 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称並びに連携科目等の指定及び指定の解除の内容

##### (1) 学校法人鶏鳴学園専修学校あすなる予備校

###### ア 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
文書デザイン	文書デザイン
商品と流通	商品と流通

###### イ 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
流通経済	流通経済

##### (2) 若葉学習会専修学校

###### 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
ビジネス情報	ビジネス情報

#### 2 指定及び指定の解除をした年月日

平成15年3月31日

## 公 告

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成15年4月1日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

#### 1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 古谷孝明

## 2 公示事項

一般国道482号改築工事（鳥取県八頭郡用瀬町大字赤波地内）及びこれに伴う砂防設備の付替工事に係る裁決申請事件に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づく平成15年3月25日付け審理の期日等の通知は、1に掲げる者の住所が不明のため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県県土整備部管理課（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

